

第6期 雲南市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 平成29年9月20日(水) 13:36~15:00

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(19名)

1番 錦織邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
5番 神田邦昭	6番 小山益男	7番 山本裕子	8番 吉廣丈晴
9番 佐藤博子	10番 三原治雄	11番 吾郷正司	12番 高橋美佐子
13番 橋本 博	14番 三島輝昭	15番 柳原昌広	16番 嘉本輝雄
17番 山本博子	18番 内部武雄	19番 加藤一郎	

4. 欠席委員(0名)

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文 企画官 土屋和則
統括主幹 女鹿田比文 主 幹 白築 香
(農政課) 統括主幹 渡部一雅

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第29号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第31号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第35号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は19名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第3回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番神田邦昭委員、6番小山益男委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・斡旋依頼の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第29号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページ「議第29号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。6ページをご覧ください。</p> <p>今回非農地証明申請が3件提出されております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況荒廃農地、1筆、面積は2,068㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「谷</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>の奥側の田で、進入路、区画とも狭く耕作できず雑木が繁茂してしまった」ということです。平成29年8月31日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番 〇〇町〇〇△△-△外4筆、登記簿田・現況荒廃農地、4筆、登記簿畑、現況荒廃農地1筆で面積は合計で2,499㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん、非農地の事由は、「以前より労力不足で日照も悪く耕作できず山林原野化してしまった。」ということです。平成29年8月29日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番 〇〇町〇〇△△-△外4筆、登記簿畑・現況荒廃農地、2筆、登記簿田、現況荒廃農地3筆で面積は合計で2,222㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「獣害及び労力不足で管理できず山林原野化してしまった。」ということです。平成29年8月29日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第29号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第29号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ「議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。9ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿・現況とも畑で合計が387㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり約130,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>この農地は先月の総会にて農地付き空き家制度で登録された農地です。しかし、その後空き家を取得される方の下限面積を満たしていたので、農地と空き家は別々で取得されることになりました。今回は農地の部分において所有権移転がなされるための申請になっています。</p> <p>以上の案件について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。「議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第31号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ「議第31号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について」説明します。</p> <p>議案書11、12ページ及び資料No.1をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。議案書12ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△の3筆を加え、計45筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料No.1、2ページをご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成29年9月20日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料No.1、1ページのとおり、13物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
2 番	<p>2番〇〇です。議案書9ページの3条で売買がなされた□□さんの土地ですが、空き家付き農地の資料1の41番に載っていますが、どう理解すればよいでしょうか。</p>
事務局	<p>登録された農地については、解除をする必要があります。これまでもしていましたが、空き家付き農地で今回3条の申請が出たということで、これが了承された段階で今度農地パトロールもおこないますが、遊休農地が解消されたということでもって確認して、登録解除を議案として上程したいと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>理解ができましたか。</p>
2 番	<p>追加して登録される〇〇の△△さんは今日付けで載っかるわけですな。□□さんは有償移転だから今日OKがあれば売買できると。その時点でということですか。</p>
事務局	<p>その時点というか、遊休農地から外れるということになります。実際は3条の売買</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>の確認ということまではしておりません。許可を出した時点で農業委員会からは権限が外れます。今までも遊休農地が対象ということで、数年来農地パトロールで確認したものを11月から12月のところで一括して落としていました。農地パトロールで遊休化が解消されたところで、空き家付き農地の対象から外れるということです。今回売買が成立したら空き家付き農地の対象となる空き家も無くなるということがありますので、それが確認できた段階で外すこともできますので、農地パトロールが終わってから外すということではなく、空き家がなくなった段階で落とすことも可能であると考えていますので、うんなん暮らし推進課とも連携を取って来月以降のところで落とす形でできると考えています。以上です。</p>
2番	<p>今日でね、この会議で有償移転を認めるわけですね。その時点で自然に空き家付き農地が外れるという仕組みにはなっていないわけですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議 長	<p>許可が下りてから登記していくでしょう。この許可が下りないと売買や登記がならないということです。</p>
事務局	<p>本当は空き家と必ずセットのものであり、自動的もありかなと思いますが、落とすということでは確認をしてもらっているという形になります。セットは農業委員会の中でそのような取り決めになっています。</p>
2番	<p>空き家が存在しないといかんわけですな。</p>
事務局	<p>そうです。必ずセットです。</p>
議 長	<p>空き家プラス耕作放棄地でなければなりません。それが条件です。青々とした野菜が出来ておっちはいけないということ。</p>
事務局	<p>登録してあるとこの農地がいつまでも1アールで取引ができるということで残ってしまうということになるので、できるだけ早く削除、落とした方がいいのかなとは思っています。</p>
2番	<p>家屋も無くなるのでね。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第31号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第31号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第32号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ「議第32号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。14ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに田で申請面積は482㎡です。申請人は、〇〇市〇〇区〇〇の□□□□さん、転用目的は太陽光発電設置で太陽光パネル96枚を設置されます。転用理由は、県外に居住しており長年耕作をしていません。今後においても耕作することが困難であるためとのことです。</p> <p>農用地区域除外の許可が平成29年8月29日に出されており確認は〇〇委員です。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
2 番	2 番〇〇です。□□□□さんは〇〇にお住まいのようですが、ここの該当する 482 m ² の田んぼ以外にこっちに農地をお持ちですかね。
議 長	確認委員さんでわかればお願いします。
7 番	7 番〇〇です。田んぼを持っておられます。
2 番	田んぼはどういう状況になっていますかね。この田んぼだけを太陽光にしたいということですか。
7 番	そうです。
2 番	その他の田んぼも耕さないね。ということですね。理由をみると他にも同じような状況かなという感じがね。
7 番	ここは道路付きでいいところです。
2 番	太陽光発電を設置するには非常に便利がいいということで選ばれたということですか。他の農地の使い方を見ておかなければいけないということですか。ありがとうございました。
議 長	他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第 3 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第 3 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、申請のと

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	おり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、「議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書15ページ「議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。議案書の16ページをご覧ください。6件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は718㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は宗教法人△△代表役員△△△△さんです。転用目的は寺院駐車場で、駐車区画27台分を整備されます。転用理由は、「駐車場が不足しており檀家の強い要望により寺の駐車場を設置する。」ということです。今年8月22日に農用地除外の許可がでています。土地代は寄付ということで無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は296㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇自治会会長△△△△さんです。〇〇自治会は認可地縁団体で雲南市により登録されており、台帳で確認しております。転用目的は自治会駐車場で、駐車区画7台分を整備されます。転用理由は、「自治会集会所の駐車場として利用する。」ということです。今年8月22日に農用地除外の許可がでています。土地代は237,000円で、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況畑、面積は525㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画7台分を整備されます。転用理由は、「自宅及び隣家（親戚宅）の駐車場として利用する。」ということです。28年2月に農用地除外の許可がでています。土地代は380,000円で、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況畑、面積は404㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇町の△△△△さんです。転用目的は個人住宅で居宅108.82㎡を建設されます。転用理由は、「父所有の申請地を借受け個人住宅を新築する」ということです。農用地区域外で賃借料は親子ということで無償です。確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿現況とも田が2筆、面積は合計で2,404㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、及び同地内の□□□□さん。譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人△△代表役員△△△△さんです。転用目的は神社用地及び駐車場用地で神社施設91.1㎡及び駐車場22台分を建設されます。転用理由は、「現在の境内地は急峻な山の上であり高齢化などで日常礼拝に支障をきたしており遷宮を機に平坦な本申請地に移転したい」ということです。土地代は寄付ということで無償です。確認は1,000㎡を超えることから2人の委員さん〇〇委員さん、〇〇委員さんです。農地区分は土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。農用地区域からは平成28年2月に除外の許可がされております。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は325㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△株式会社代表取締役△△△△さんです。転用目的は借家駐車場で、駐車区画4台分の計画です。転用理由は、「隣接家屋を借家として購入する計画で借家利用するに当たり駐車場として利用する」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当たり3,000,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	以上6件についてご審議よろしくお願いいたします。
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号1番から4番及び6番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号1番から4番及び6番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号5番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号5番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p> <p>次に、「議題34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ついて」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。20ページをご覧ください。 今回の案件は〇〇町加茂町23件が申請されております。借受人が1戸となっておりますが、いずれも中間管理機構であるしまね農業振興公社が借り受けるものです。 この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時30分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。 先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、〇〇町より発表していただきます。</p>
16番	<p>16番〇〇です。農業委員は2人ですが許可妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、〇〇町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p>
2番	<p>2番〇〇です。今までも利用権設定で県の中間管理機構に貸すというところしか表に出ないんですが、中間管理機構は瞬間タッチでそこからまた借りる人がいるわけですね。それがどういう人たちか、どういう組織かというあたりまで農業委員会として知っておかんといかんのではというのが私の思いです。というのは、中間管理機構に預けるときは借り手を探してから預けるということになっているわけですね。中間管理機構から借りてです。どういう人が中間管理機構から借りて耕作していくのかというところまで承知の上でね。特に中間管理機構の場合はね。個人の場合は固有名詞が飛び交うのでわかりますけどね。組織に隠れてしまう感じがするんだわ。信用しろと言ったらそれまでだが、僕は雲南市のやり方を問題にするわけではないですが、そもそも論として中間管理機構が本当にどう言ったらいいかな。本当にためにするような組織になっちゃってるような。その際金が落ちるという図式はいかがなもんですよね。ということで〇〇の借り手はどのような人か知っていたら言ってもらえませんか。</p>
議 長	<p>事務局でわかりますか。わかる範囲でお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>こちらの方は借り手、転貸先が無いと中間管理機構は借りてくれないということで、これまでも説明して参っているところです。こちらの方は〇〇〇さんが予定として挙がっておられるということです。ただ、法律的なところでは、これから中間管理機構で農地を登録され、その農地について借受者はいませんか、と公募されるということで、当然他のところは手を挙げられるところはまずないと思います。手を挙げられる候補者として〇〇〇がおられるというところであります。今農業委員会としては捉えています。</p>
2 番	<p>疑うとおかしいかもしれませんが、現に〇〇〇に委託しているんじゃないでしょうか。この人たちは。どうですかね。余りにもまとまって一気にという感じがするんで非常に僕は、素晴らしいことですよ。ほんとこんな形で農地が集約されて一定のところで耕作していくというそういう意味ではいいんですが、ちょっと私はどうもなんか既に先行して、形だけ整える動きを匂うものだからあえて言うが、〇〇〇というところに既に利用権設定をしているんじゃないですか。どうですか。いったん解約をしてここで中間管理機構と契約して、中間管理機構が〇〇〇にまた貸し付けるというか、形であれば、私はこういうやり方は本当によろしくないと思いますよ。形を整えるだけ。しかも金が落ちますからね。そこをちゃんと見ているかどうか。</p>
事務局	<p>新規設定をされているものです。利用権が設定されているものについては、もしこういう案件が出れば既にもう設定されていますよということで、そういうのは外して、こちらの方から確認して外します。今回は新規設定ということで出てきたものです。以上です。</p>
2 番	<p>わかりました。それなら結構です。</p>
議 長	<p>〇〇委員さんおっしゃるとおりきわどいものもあります。現在やっているのをいったん解いてやるという方式も。国の方針が中間管理機構を通せ通せという、集積率を言うから必ず通させる。その方が法的にも有利になることは間違いないけれども、これから先も若干疑わしいものも出てくる恐れはあります。きわどいのは。正直なところ出てきそうです。</p>
2 番	<p>金が絡むからね。国費側で言っちゃうんですよね。そういう集積率を上げようと、そのためにそのように運んでいるように見られるようなのは、きちっと見ておかなければいかんのだ。</p>
議 長	<p>逆に中間管理機構に出して受け手が無いものを受け手がありませんよと戻ってくると、ペナルティの課税強化の対象外になってくる。</p>
2 番	<p>それは、受け手が無いものを中間管理機構に持っていかないことになっている。そんなのありえないですよ。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>そのような方式もありますわ。本当のところ。農地の減免措置を外すと。耕作放棄地はね。</p>
2 番	<p>借り手が見つからないと持っていけないのだから。そこは、かなり神経を張ってよく見ていかないと、ちょっと疑ったように聞こえると思うんだけど、実は疑っているんだけど。中間管理機構が集積率を上げる、一定の成績を上げるという形の動きを島根とは言いませんよ、結構そういう動きがあるのを聞いているもんだから、かなり神経を張って見とかんといかん。既に集積されているのにかっこばかりつけていっちゃうんというのは、いかんでありまして、税金が動くわけですからね。しっかり現場の第一線で見とかんといかんという思いがあって、今加茂さんはそうじゃないということですから結構ですので特に異議はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題35号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題とします。</p> <p>農政課より説明を求めます。</p>
農政課	<p>失礼します。農林振興部農政課の〇〇と申します。わたくしから説明させていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>本日は、除外申請ということで、〇〇町11件、〇〇町5件、〇〇町4件、〇〇町</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農政課	<p>2件、〇〇町5件、〇〇町2件、合計29件について説明させていただきます。</p> <p>また、今回追認は、〇〇6（資材置場、進入路、駐車場）、〇〇1（居宅）、〇〇2（居宅、集会所）の9件となっております。</p> <p>今回説明する内容につきましては、前回の農業委員会総会のその他事項において、説明した内容となりますが、その後、修正等も発生し、今回お示しする内容が、最終版となりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>まず〇〇町です。資料12ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（245 m²）で、車庫のとなりです。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>この案件はすでに車庫ができていますので追認処理です。</p> <p>資料13ページ、整理番号2番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（823 m²）で居宅及び駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料14ページ、整理番号3番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（635 m²）で事務所資材置場の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>この案件はすでに事務所資材置場ができていますので追認処理です。</p> <p>資料15ページ、整理番号4番、これも事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（687 m²）で資材置場の案件です。</p> <p>資料16ページ、整理番号5番、これも事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（1890 m²）で資材置場の案件です。</p> <p>この案件はすでに資材置場ができていますので追認処理です。</p> <p>資料17ページ、整理番号6番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（406 m²）で駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料19、20ページ、整理番号7番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（684 m²）で駐車場、倉庫の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>この案件はすでに倉庫、農地ではない状態であり追認処理案件です。</p> <p>資料21ページ、整理番号8、9については、同一案件になります。</p> <p>整理番号8番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△、318 m²、△△-△、24 m²）地目は共に（田）で居宅の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>この案件はすでに居宅ができていますので追認処理です。</p> <p>資料22、23ページ、整理番号9番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△、地目（田）387 m²、△△-△地目（畑）39 m²）、で進入路、ハデキ小屋、駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>この案件はすでに進入路、ハデキ小屋、駐車場ができていますので追認処理です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農政課	<p>整理番号10、11については、同一案件になります。</p> <p>資料23、24ページ、整理番号10番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○△△-△、地目（田）329㎡で、居宅と駐車場の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料25、26ページ、整理番号11番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○△△-△、地目（畑）179㎡で、居宅の庭の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。</p> <p>この案件は、新たに庭を整備する案件です。</p> <p>続きまして○○町です。</p> <p>資料35、36ページ、整理番号1番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△）地目（畑）、面積（460㎡の内34㎡）で墓地の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料37、38ページ、整理番号2番、事業計画者（□□株式会社さん）申請地（○△△-△）地目（田）、面積（527㎡のうち4㎡）で無線電話基地局の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料39、40ページ、整理番号3番、事業計画者（株式会社□□さん）申請地（○△△-△）地目（田）、面積（398㎡）で太陽光発電所設置の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料41、42ページ、整理番号4番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△（256㎡）、△△-△（9.92㎡）、△△-△（76㎡）、△△-△（314㎡）、△△-△（69㎡））地目は全て（畑）で居宅、車庫、庭設置の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。</p> <p>この案件はすでに居宅、進入路、車庫、駐車場ができていますので追認処理です。</p> <p>資料43、44ページ、整理番号5番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△）面積（316㎡の内9.9㎡）で墓地の案件です。2種農地で○○さんに確認を頂いております。</p> <p>続きまして○○町です。</p> <p>資料53、54ページ、整理番号1番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△）地目（畑）、面積（110㎡の内36㎡）で駐車場の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料55、56ページ、整理番号2番、事業計画者（□□株式会社さん）申請地（○△△-△）地目（畑）、面積（767㎡のうち4㎡）で無線電話基地局の案件です。</p> <p>資料57、58ページ、次に整理番号3番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○△△-△）地目（田）、面積（81㎡）で駐車場の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料59、60ページ、整理番号4番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△、地目（田）、面積（325㎡））（○○△△-△、地目（田）、面積（6.59㎡））</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農政課	<p>で駐車場、車置場の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>続きまして〇〇町です。</p> <p>資料69、70ページ、整理番号1番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△（畑）（143㎡の内26（31）㎡）／△△-△（畑）（345㎡の内162（31）㎡）／△△-△（畑）（345㎡の内38（37）㎡）で進入路、車庫の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>この案件はすでに車庫ができていますので追認処理です。</p> <p>資料71ページ、整理番号2番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（1314㎡）で居宅、車庫、集会所の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>この案件はすでに居宅、車庫、集会所ができていますので追認処理です。</p> <p>続きまして〇〇町です。</p> <p>資料81、82ページ、整理番号1番、事業計画者（□□株式会社さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（63㎡のうち6㎡）で無線電話基地局の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料83、84ページ、整理番号2番、事業計画者（□□株式会社さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（3176㎡のうち4㎡）で無線電話基地局の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>整理番号3、4、5番については、同一案件ですので一括して説明します。</p> <p>資料85～90ページ、事業計画者（□□□）申請地（〇〇△△-△（田）（2291㎡）／△△-△（田）（2226㎡）／△△-△（田）（1171㎡）で温泉宿泊施設の用地となります。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>続きまして〇〇町です。</p> <p>資料99、100ページ、整理番号1番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（1744㎡の内16㎡）で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>資料101、102ページ、整理番号2番、事業計画者（□□株式会社さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（2152㎡のうち4.37㎡）で無線電話基地局の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。</p> <p>今回、29件全て、2種農地であり1種農地はありませんでした。</p> <p>以上説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただ今、農政課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>（無しの声あり）</p> <p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第35号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、「議第35号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1) 平成29年産米買取価格について</p> <p>(2) 雲南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について</p> <p>(3) 平成29年度雲南市農業委員会 農業委員視察研修(案)について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____